

(目的)

第1条 この告示は、本市において開発行為等を行う者（以下「開発事業者」という。）に対して一定の基準による協力と負担を要請することにより、無秩序な開発を防止し、良好な自然環境の保全と公共施設及び公益施設の整備を促進し、災害を防止するとともに快適な居住環境の整備を図り、健全な都市の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第4条第12項に規定する開発行為をいう。
- (2) 開発事業 次条に規定する事業をいう。
- (3) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (4) 開発事業者 開発行為を施行する者をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (6) 公益施設 教育施設、福祉施設、上水道、集会所、ごみ集積所その他居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。
- (7) 帰属等 公共施設の用に供される土地の相互帰属及び単純帰属並びに公益施設の用に供される土地の寄附をいう。
- (8) 移管 開発に伴って整備された公共施設及び公益施設(以下これらを総称して「公共公益施設」という。)を、開発事業者が管理することとなる者に引き渡し、管理することとなる者がこれを受納することをいう。

(適用対象)

第3条 この告示の適用対象となる事業は、法第29条の規定により許可を必要とする開発行為その他市長が必要と認めるものとする。

(開発行為の計画策定)

第4条 開発事業者は、茨城県及び本市が定める土地利用又は開発に関する計画、構想等に適合するよう開発行為の計画を策定するものとする。

(法令等の遵守)

第5条 開発事業者は、開発行為の実施にあたっては、開発行為に係る関係法令、本市の条例及び規則、茨城県の定める宅地開発に係る技術基準等に定めるもののほか、この告示の規定を遵守するものとする。

(生活環境の保持)

第6条 開発事業者は、雨水の排水施設の整備にあたっては、浸透施設を設置し、河川の氾濫及び道路冠水等の防止並びに地下水の涵養に寄与するとともに良好な生活環境の保持に資するよう努めるものとする。ただし、雨水浸透効果が見込まれないとき、又は雨水を浸透させることにより周辺に危険を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(地区計画等の指定等)

第7条 開発事業者は、主として住宅地を目的とする宅地開発事業にあつては、地区計画等の指定、建築協定、緑地協定の締結等により、将来にわたって土地利用の適正化及び生活環境の保全に努めるものとする。

(人にやさしいまちづくり)

第8条 開発事業者は、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例(平成6年茨城県条例第40号)を遵守し、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して生活できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第9条 開発事業者は、その開発行為に関して必要となる公共公益施設の整備及び用地の確保を行うものとし、これらに要する費用は、原則として開発事業者の負担とするものとする。

(事前相談)

第10条 開発事業者は、開発行為を行うときは、開発計画、建築計画その他管理計画等について、あらかじめ市長と相談するものとする。

(事前協議等)

第11条 開発事業者は、第10条の規定による事前相談をした後、次の事項について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

(1) 開発行為の施行に伴い必要となる公共公益施設に関する事項

(2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の協議をしようとする開発事業者は、公共公益施設管理者事前協議申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 鉦田市都市計画法開発行為等の規制に関する施行細則(平成22年規則第3号)第4条第1項に規定する設計説明書

(3) 土地明細書(様式第3号)

(4) 別表第1に掲げる図書

3 前項の場合において、市長は、開発事業者が申請した書類の補正、差し替え等を命じた場合で、申請を受けた日から起算して、3月を経過した日において、正当な理由がなくこれらの手続を行わないときは、開発事業者に対して、当該開発行為を実施する意思の有無を確認し、前項に規定する書類を返戻することができるものとする。

(開発許可等調整会議への付議等)

第12条 市長は、開発事業者から第10条に規定する事前の相談又は協議があつた場合において、市長が必要と認めるときは、開発許可等調整会議に付議するものとする。

2 開発許可等調整会議に関し必要な事項は、別に定める。

(協議済通知等)

第13条 市長は、第11条第1項の事前協議が整ったときは、開発事業者に対し公共公益施設協議済通知書(様式第4号。次項において「協議済通知書」という。)及び法第32条第1項に基づく公共施設の管理者の同意書(次項において「同意書」という。)を交付するとともに、別表第2に掲げる図書を添付した公共公益施設の管理及び帰属等に関する協定書(様式第5号。次項において「協定書」という。)により、開発事業者と協定を締結するものとする。この場合において、協定の締結は、法第30条に規定する許可の申請前に行うものとする。

2 協議済通知書、同意書及び協定書は、交付日及び締結日から起算して 1 年以内に法第 30 条に規定する許可の申請を行なわないときは、その効力を失うものとする。

(標識の掲示及び説明会等の開催)

第 14 条 開発事業者は、開発計画を進めるにあたって、開発計画の内容を周辺の住民に周知させるための標識をその区域内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 開発事業者は、隣接する土地の所有者にあらかじめ開発計画を説明するとともに、近隣住民から要求があるときは、説明会等を実施するものとする。

(周辺住民等との調整)

第 15 条 開発事業者は、開発行為にあたり周辺住民と調整を必要とするときは、誠意をもって対応し、その同意を得られるように努めるものとする。

(指導の遵守)

第 16 条 開発事業者は、開発行為の計画、設計、工事等の過程において、本市が行う指導に従うものとする。

(工事に伴う安全対策)

第 17 条 開発事業者又は工事施行者は、施行に当たっては、当該工事に係る開発区域及びその周辺の区域において、次に掲げる事態を生じさせないように、適切な措置を講ずるものとする。

(1) 土砂崩れ、出水等による災害が生ずること。

(2) 河川及び水路の利水又は排水に支障を及ぼすこと。

(3) 排水路その他の排水施設の使用に支障を及ぼすこと。

(4) 交通に支障を及ぼすこと。

(5) その他施行にあたって災害等が生ずること。

(土地利用制限事項等の表示)

第 18 条 開発事業者は、開発区域内の土地又は建物を開発事業者以外の者の使用に供するため、分譲、賃貸等を行うときは、当該分譲、賃貸等を受ける者に対し、法令等による土地利用制限その他諸制限事項について説明し、表示するものとする。

(公共公益施設の検査)

第 19 条 開発事業者は、市が管理することとなる公共公益施設の工事の状況について、その状況を市長に報告し、完了検査及び必要に応じて中間検査を受けるものとする。

2 開発事業者は、前項の検査を受けるときは、公共公益施設工事(中間・完了)検査依頼書(様式第 6 号)に別表第 3 又は別表第 4 に掲げる図書を添えて市長に依頼するものとする。

3 市長は、第 1 項の完了検査の結果、その施工が第 11 条第 2 項の規定による申請の内容に適合していると認めるときは、公共公益施設検査済通知書(様式第 7 号。次条において「検査済通知書」という。)により、開発事業者に通知するものとする。ただし、法第 36 条第 2 項に基づく検査済証が交付されるときは、この限りでない。

(移管等)

第 20 条 市が管理することとなる公共公益施設又は市が管理することとなる公共公益施設の用に供する土地は、市長と開発事業者の間で別段の定めをした場合を除き、法第 36 条第 3 項の公告の日の翌日において、無償で本市に移管、又は帰属等させるものとする。

2 開発事業者は、次の手続を検査済通知書が交付される日までに行うものとする。

(1) 移管 公共公益施設移管願(様式第8号)に別表第5に掲げる図書を添えて市長に提出する。

(2) 帰属等 公共公益施設の用地の分筆登記をし、かつ、所有権以外の権利が登記されているときは、その登記を抹消した上で、公共公益施設用地帰属・寄附願(様式第9号)に登記承諾書(様式第10号又は様式第11号)、登記原因証明情報(様式第12号又は様式第13号)及び別表6に掲げる図書を添えて市長に提出する。

(公共公益施設の管理等の引継完了通知)

第21条 市長は、前条の規定による移管又は帰属等が完了したときは、引継完了通知書(様式第14号)により開発事業者へ通知するものとする。

(瑕疵担保)

第22条 開発業者は、第20条の規定に基づき市に移管又は帰属等した公共公益施設の瑕疵担保期間は、重大な瑕疵を除き、同条第1項の規定により移管又は帰属等がされた日から2年間とし、その間に当該瑕疵によって生ずる損害については、開発事業者が、これを補償しなければならない。ただし、市長と開発事業者が特段の定めをしたときは、この限りでない。

(補則)

第23条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第11条第2項関係)

公共公益施設管理者同意協議申請書(様式第1号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 開発区域位置図(縮尺5万分の1以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 位置を朱書き
2 開発区域区域図(縮尺2,500分の1以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き(開発区域現況図と兼用可)
3 開発区域現況図(縮尺2,500分の1以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 区域内の現況を図示 (4) 区域周辺の公共施設、既存建物等 (5) BM位置及び高さ並びに標高差2mの等高線 (6) 令第28条の2第1号の樹木又は樹木の集団(1ha以上の開発の場合のみ) (7) 令第28条の2第2号の切盛部分の表土の状況(1ha以上の開発の場合のみ)
4 土地の公図写し	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 区域内並びに隣接地の地番、地目及び地積所有者名
5 登記事項証明書(写し)	
6 委任状	

7 開発区域求積図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き
8 公共公益施設新旧対照図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 既存, 廃止及び新設の別ごとに色分け
9 公共施設用地新旧求積図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 既存, 廃止及び新設の別ごとに色分け
10 土地利用計画図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 公共公益施設の位置及び形状 (4) 予定建築物の用途及び敷地形状 (5) 樹木又は樹木の集団の位置
11 造成計画平面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 方位及び縮尺 (2) 区域を朱書き (3) 切土又は盛土の土地の部分 (4) がけ又は擁壁の位置, 形状, 高さ及び延長 (5) 縦横断線の位置及び記号 (6) BM 位置及び高さ (7) 各ブロックの形状及び計画高 (8) 道路の位置, 形状, 延長, 幅員及び勾配 (9) 道路中心線及び測点並びに計画高 (10) 排水施設の位置, 種別及び形状 (11) 消防水利の位置及び形状 (12) その他の公共施設等の位置, 形状, 規模等
12 造成計画断面図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	(1) 縦横断面線の記号 (2) 区域境界の位置 (3) 基準線(D.L) (4) 現況地盤面及び計画地盤面 (5) 切土又は盛土の別 (6) がけ又は擁壁の位置及び形状 (7) 道路の位置及び形状 (8) 排水施設の位置及び形状 (9) 法面の位置, 形状, 勾配及び保護の方法
13 造成計画詳細図, 構造図等(縮尺 50 分の 1 以上)	(1) 擁壁の寸法, 勾配, 材料の種類及び寸法, 裏込材料の寸法並びに透水層の位置及び寸法 (2) 基礎地盤の土質並びに, 基礎杭の位置, 材料及び寸法 (3) その他の詳細図, 構造図等
14 道路縦断図(縮尺 500 分の 1 以上)	(1) 側点及び勾配 (2) 現況地盤高及び計画高

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 単距離及び追加距離 (4) 基準線(D.L) (5) 切土及び盛土部分
15 道路横断図(縮尺 30 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幅員及び横断勾配 (2) 路面及び路盤の材料, 品質, 形状及び寸法 (3) 側溝, 埋設管等の位置, 形状及び寸法(幅員又は構造の異なるごとに作成すること。)
16 排水施設計画平面図(縮尺 500 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位及び縮尺 (2) 排水区域及び面積 (3) 排水施設の位置, 種類, 材料, 形状, 内のり寸法, 勾配及び水の流れの方向 (4) 吐口の位置及び放流先名称 (5) 入孔の位置, 管径及び延長
17 排水施設詳細図, 構造図等(縮尺 50 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 側溝, 水路, 集水桝その他の詳細図 (2) 吐口の構造及び計画高
18 排水計画縦断図(縮尺 500 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 側点及び勾配 (2) 計画高及び敷高 (3) 短距離及び追加距離 (4) 基準線(D.L) (5) 入孔の位置, 管径, 土被り及び管底高
19 給水施設計画平面図(縮尺 500 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位及び縮尺 (2) 給水施設の位置, 形状, 材料, 内のり寸法及び取水方法 (3) 消火栓の位置
20 給水施設詳細図, 構造図等(縮尺 50 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種排水施設詳細図 (2) 給水施設の種類, 形状, 材料及び寸法 (3) 消火栓の詳細図
21 公園施設計画平面図(縮尺 500 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位及び縮尺 (2) 遊戯施設等の位置及び形状 (3) 植栽の位置, 種類及び本数 (4) 隣地との高低差
22 公園施設詳細図, 構造図等(縮尺 50 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の種類, 形状, 材料及び寸法 (2) 施設のパンフレット等 (3) 外柵, 出入口等の詳細
23 消防水利計画図(縮尺 1,000 分の 1 以上)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 方位及び縮尺 (2) 給水管径 (3) 既存又は新設の防火水槽又は消火栓の位置を記入し, そこを中心として半径 100m(又は 120m)の円を記入 (4) 防火水槽の位置及び貯水量
24 防火水槽構造図(縮尺 50	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の種類, 形状, 材料及び寸法

分の1以上)	(2) 施設のパンフレット等
25 ゴミ集積所詳細図(縮尺50分の1以上)	施設の種類, 形状, 材料及び寸法
26 各種計算書	(1) 構造計算書 (2) 安定計算書 (3) 雨水及び汚水流量計算書 (4) その他必要な計算書
27 その他必要な図書	

備考

- 1 提出図書は, 様式第1号から様式第4号までの書類に上記の図書を添付し, A4ファイルにとじて正本, 副本その他市長が指定した部数を提出すること。
- 2 副本1部は, 協議済印を押印して公共公益施設管理者協議済通知書に添付して交付する。
- 3 令とは, 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)をいう。

別表第2(第13条第1項関係)

協定書添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 土地明細書	所在, 地番, 地目, 地積及び所有者(様式第3号に協定書に係わる土地を記載すること。)
2 土地の公図写し	区域界, 地番, 地目, 地積及び所有者
3 土地利用計画図(縮尺1,000分の1以上)	(1) 方位, 縮尺及び区域界を朱書き (2) 公共公益施設の位置及び形状 (3) 予定建築物の用途及び敷地形状 (4) 樹木又は樹木の集団の位置
4 公共公益施設新旧対照図(縮尺1,000分の1以上)	(1) 方位, 縮尺及び区域界を朱書き (2) 既存, 廃止及び新設の別ごとに色分け
5 公共公益施設用地求積図(縮尺500分の1以上)	(1) 区域界を朱書き (2) 施設別に色分け(新たに設置される公共公益施設用地)

備考 提出図書は, 協定書に印鑑登録印(法人の場合は, 社印及び代表者印とする。)を押印し, 土地明細書及び協定書に定められた図書をA4サイズで袋とじとし, その他の図書をA4ファイルでとじて正本2部を提出すること。ただし, 完了時に開発行為申請者が土地を取得しない場合は, 土地所有者分の部数も含めて提出すること。

別表第3(第19条第2項関係)

公共公益施設工事中間検査依頼書(様式第6号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 工事写真	検査に必要な写真
2 その他	検査に必要な図面

備考 提出図書は, 様式第6号に工事写真帳及びその他の図書を添付して提出すること。

別表第4(第19条第2項関係)

公共公益施設工事完了検査依頼書(様式第6号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 公共公益施設工事の竣工図	各工事の竣工図
2 工事写真	工種ごと及び工程ごと
3 公共公益施設用地求積図	竣工後の実測図(区域界は朱書きにすること。)
4 その他	検査に必要な図面

備考 提出図書は、様式第6号に必要な図書を添付して必要部数を提出すること。

別表第5(第20条第2項関係)

公共公益施設移管願(様式第8号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 公共公益施設工事の竣工図	公共公益施設部分(工事種別ごと)
2 造成工事の竣工図	公共公益施設以外の主要な部分
3 竣工後の写真	竣工後の写真(全景の分かるもの)
4 土地の公図(分筆後)	区域界, 帰属及び寄附部分を明示
5 地積測量図(写し)	帰属又は寄附予定地(各筆ごと)
6 土地利用計画図	帰属及び寄附部分を明示
7 公共公益施設検査済通知書	様式第8号の写し(工事種別ごと)
8 その他	移管に必要な図面

備考 提出図書は、様式第8号に必要な図書を添付してA4ファイルにとじて1部提出し、添付図書No.4からNo.6まで及びNo.8の図書は、各担当部署数分を提出する。

別表第6(第20条第2項関係)

公共公益施設用地帰属・寄附願(様式第9号)添付図書

添付図書	明示すべき事項
1 印鑑証明書等	3月以内の発行のもの
2 土地明細書	様式第3号に帰属及び寄附に係わる土地の明細を記載
3 土地の公図(分筆後)	区域界, 帰属及び寄附部分を明示
4 登記事項証明書	帰属又は寄附予定地の謄本及び写し
5 地積測量図(写し)	帰属又は寄附予定地(各筆ごと)
6 公共公益施設用地求積図	各施設の求積(区域界は朱書きにすること。)
7 確定測量図(No.6と兼用可)	各宅地の求積(区域界は朱書きにすること。)
8 土地利用計画図	区域界, 帰属及び寄附部分を明示
9 その他	帰属, 寄附に必要な書類及び図面

備考

- 提出図書は、様式第10号に様式第12号(又は様式第11号に様式第13号)及びその他の図書を添付し、A4ファイルにとじて1部提出すること。
- 公共公益施設用地の地積測量図と登記事項証明書の地積は一致させること。

公共公益施設管理者事前協議申請書

銚田市長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話

銚田市開発指導要綱第 11 条第 2 項の規定により，開発行為に伴う次の公共公益施設について事前協議されるよう申請します。

開 発 区 域 の 所 在	開 発 面 積	開 発 用 途
	m ²	

従前の公共公益施設

施 設 の 種 類	管 理 者	備 考

新たに設置される公共公益施設

施 設 の 種 類	管 理 者	備 考

様式第 2 号(第 11 条第 2 項関係)

事業計画書

開発区域の所在						
用途地域						
開発区域の面積 (㎡)	宅地	田	畑	山林	その他	合計
計画戸数及び人口	戸 人					
建築物の用途						
工事着手年月日	年 月 日 (予定)					
工事完了年月日	年 月 日 (予定)					
設計者	住所					
	氏名					
	電話 ()					
施行者	住所					
	氏名					
	電話 ()					

様式第 4 号(第 13 条第 1 項関係)

第 号
年 月 日

公共公益施設協議済通知書

様

銚田市長

印

年 月 日付（受付第 号）で申請のあった協議については、銚田市
開発指導要綱第 13 条第 1 項の規定により次のとおり通知します。

条 件

様式第 5 号(第 13 条第 1 項関係)

公共公益施設の管理及び帰属等に関する協定書

銚田市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、銚田市
地区において行う開発行為に関して、次のとおり協定を締結する。

(基本原則)

第 1 条 乙は、秩序ある市街地の形成と健全な宅地の開発に努め、良好な都市環境の整備を図るものとする。

(基準等の遵守)

第 2 条 乙は、甲との協議を遵守し、開発行為の全工程において甲の指示に従うものとする。
(公共施設用地の帰属及び公益施設用地の確保)

第 3 条 乙は、別記 1 に定める公共施設用地を、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の公告(以下「工事完了公告」という。)の日の翌日において、甲に無償で帰属するものとする。ただし、帰属について特段の定めをした場合は、この限りでない。

2 乙は別記 2 に定める公益施設用地を確保し、甲に無償で寄附するものとする。ただし、別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 前 2 項の規定による公共施設用地の帰属及び公益施設用地の寄附の手続は、乙の責任においてその用地の分筆登記をし、又は所有権以外の権利が登記されている場合は、その抹消登記を行った上で、公共公益施設用地帰属・寄附願を提出し、それにより甲が所有権移転登記を行うものとする。

(公共公益施設の移管)

第 4 条 乙は、別記 3 に定める公共施設及び別記 4 に定める公益施設を整備し、工事完了公告の日の翌日において、甲に無償で移管するものとする。ただし、移管について特段の定めをした場合は、この限りでない。

(公共公益施設の維持及び管理)

第 5 条 甲に移管した公共公益施設の管理は、工事完了公告の日の翌日から甲が引き継ぐものとする。ただし、公共公益施設の管理について特段の定めをした場合は、この限りでない。

(維持管理の周知)

第 6 条 乙は、乙が管理することとなる公共公益施設で、将来買受け者等に管理を移管するものについては、分譲又は賃貸等の際、それらの施設の維持管理を文書で周知させるものとする。

(関係機関等との協議)

第 7 条 乙は、電気、水道、ガス等の供給施設について関係機関等と協議し、利用する者に不便のないように配慮するものとする。

(公共公益施設の瑕疵担保)

第 8 条 甲の所有となった公共公益施設の瑕疵担保期間は、甲の管理となった日から 2 年とし、この期間中に公共公益施設に機能故障が生じたときは、乙の負担で機能復旧する。

2 前項の規定にかかわらず、地盤沈下その他公共公益施設の機能に重大な支障を来す事由が生じたときは、瑕疵担保期間は、10 年とする。

(その他の事項)

第9条 本協定に記載なき事項が生じたときは、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 (住所)
(氏名) 銚田市長 印

乙 (住所)
(氏名) 印

様式第 6 号(第 19 条第 2 項関係)

年 月 日

公共公益施設工事(中間・完了)検査依頼書

銚田市長 殿

申請者 住所
氏名
電話 印

銚田市開発指導要綱第 19 条第 2 項に基づき、工事(中間・完了)検査を依頼いたします。

1 工 事 名

2 開発行為の区域の所在

3 開発行為の許可番号 年 月 日付け第 号

4 検査内容

公共公益施設検査済通知書

様

銚田市長

印

年 月 日付けで依頼のあった公共公益施設工事完了検査を実施した結果、申請内容に適合していると認められるので、銚田市開発指導要綱第19条第3項の規定により通知します。

1 工 事 名

2 検査年月日 年 月 日

3 開発行為の区域の所在

4 開発行為の許可番号 年 月 日付け第 号

様式第 12 号(第 20 条第 2 項関係)

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
(2) 登記の原因 年 月 日 帰属
(3) 当事者 権利者(甲) 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
銚田市長
義務者(乙) 住 所
氏 名
(4) 不動産の表示

土 地 所 在	地 番	地 目	地積(m ²)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

都市計画法第 40 条第 2 項の規定により、甲に対し 年 月 日に本件不動産が甲に帰属したことにより、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

年 月 日 水戸地方法務局鹿嶋支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

甲 住所 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
氏名 銚田市長 印
乙 住所
氏名 印

登記原因証明情報

1 登記申請情報の要項

- (1) 登記の目的 所有権移転
(2) 登記の原因 年 月 日 寄附
(3) 当事者 権利者(甲) 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
銚田市長
義務者(乙) 住 所
氏 名

(4)不動産の表示

土 地 所 在	地 番	地 目	地積(m ²)

2 登記の原因となる事実又は法律行為

乙は、甲に対し 年 月 日、本件不動産を寄附したことにより、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転しました。

年 月 日 水戸地方法務局鹿嶋支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

甲 住所 茨城県銚田市銚田 1444 番地 1
氏名 銚田市長 印
乙 住所
氏名 印

年 月 日

引 継 完 了 通 知 書

様

銚田市長

印

年 月 日付けで申出のあった公共公益施設の用地及び施設については、次のとおり受納いたします。

- 1 帰属による土地の表示
所 在
面 積
用 途
- 2 寄附による土地の表示
所 在
面 積
用 途
- 3 移管による施設の表示
施設名
所 在
規模・構造